

## 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置

原発事故による母子避難者等を対象とする高速道路の無料措置について、以下のとおり実施されます。

## 1. 対象者

原発事故発生時に福島県浜通り・中通り（原発事故による警戒区域等※1を除きます。）又は宮城県丸森町（以下「対象地域」といいます。）に居住しており、原発事故により避難して※2 二重生活を強いられている母子避難者等（妊婦を含みます。）※3、4及び対象地域内に残る父親等（妊婦の夫を含みます。）

※1 警戒区域、計画的避難区域、帰宅困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域（実施期間中に警戒区域及び計画的避難区域の見直しが行われた場合においても、当面、対象となる避難者の範囲は変更されません。）及び特定避難勧奨地点の設定を受けた地点。

※2 同一市町村内に避難している場合は対象となりません。

※3 子ども：18歳までが対象（満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎるまでの方）

※4 母が対象地域内に残り父子が避難する場合や、父母が対象地域内に残り子が避難する場合も対象となります。

## 2. 対象車種

軽自動車等、普通車、中型車  
（対象の方が運転又は同乗している車両）

## 3. 対象走行

東北自動車道、常磐自動車道等の対象路線内における、母子等避難先の最寄りインターチェンジ（以下「IC」といいます。）と父親等居住地の最寄りIC間の走行（途中流入・途中流出不可）

※ 対象地域内に残る父親等が母子等避難先に向かう場合も対象になります。

## 4. ご利用方法

- ◆ ETCレーンをご利用いただけません。  
入口、出口ともに **一般** と表示されたレーンをご利用ください。
- ◆ 入口では必ず通行券をお受け取りください。
- ◆ 出口料金所においては、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面をご提示して頂く必要があります。

なお、ご提示して頂く書面については原本（コピー不可）になります。


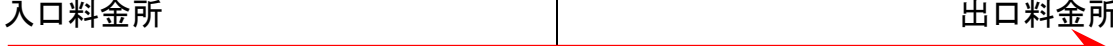



【 提示が必要な書面 】

- ① 無料措置の対象者であることの証明書  
 (避難元である対象地域の市町村が発行する対象者の氏名、対象となる利用区間等が記載されている証明書)  
 ※ 証明書については、避難元である対象地域の市町村にお問い合わせください。
- ② 対象者本人であることを確認するための書面  
 (運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの)

◀ その他の注意事項 ▶

- ◆ 平成25年4月26日以降に出口を利用される車両が対象になります。

※ 4月26日前後における無料措置の取り扱い



4月25日(木)	0時	4月26日(金)
入口料金所      出口料金所  × 適用になりません		
入口料金所 	 適用になります	出口料金所
		入口料金所      出口料金所   適用になります

- ◆ 入口を **ETC** ~~一般~~ の混在レーンをご利用の際には、ETCカードを車載器から抜いてレーンに進出し、通行券をお取りください。  
ETCカードを車載器に挿入したまま進みますと、ETC扱いとなり無料措置の対象になりません。
- ◆ スマートICはご利用できません。
- ◆ 出口では必要な書面をご提示のうえ、原発事故による母子避難者等である旨を係員にお申し出ください。
- ◆ 料金精算機が設置されているレーンでは、呼出ボタンまたはレバーにより係員を呼び出してください。
- ◆ 証明書に記載された最寄りIC間の利用のみ無料措置の対象となります。  
途中で乗り降りした場合、IC間を超えて走行した場合は無料措置の対象になりません。

- ◆ ただし、通行止めにおいてはこの限りではありません。  
通行止めにより証明書に記載された I C が利用できなかった場合は、出口料金所において、次の I C からの流入または走行が中断させられた旨をお申し出ください。
  
- ◆ 山形自動車道・日本海東北自動車道（湯殿山 I C～酒田みなと I C）、米沢南陽道路、東京外環道等の N E X C O 均一区間、首都高速、阪神高速など、対象路線内の I C を入口または出口として一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。  
またこれらの道路を経由した後の N E X C O 道路の走行（首都高速を経由して東名高速道を走行した場合 等）は無料措置の対象となりません。

# 対象となる母子避難者等の元の居住地

参考1

-  :対象となる母子避難者等の元の居住地
-  :警戒区域等⇒対象範囲外  
(警戒区域等からの避難者を対象とした無料措置が適用)



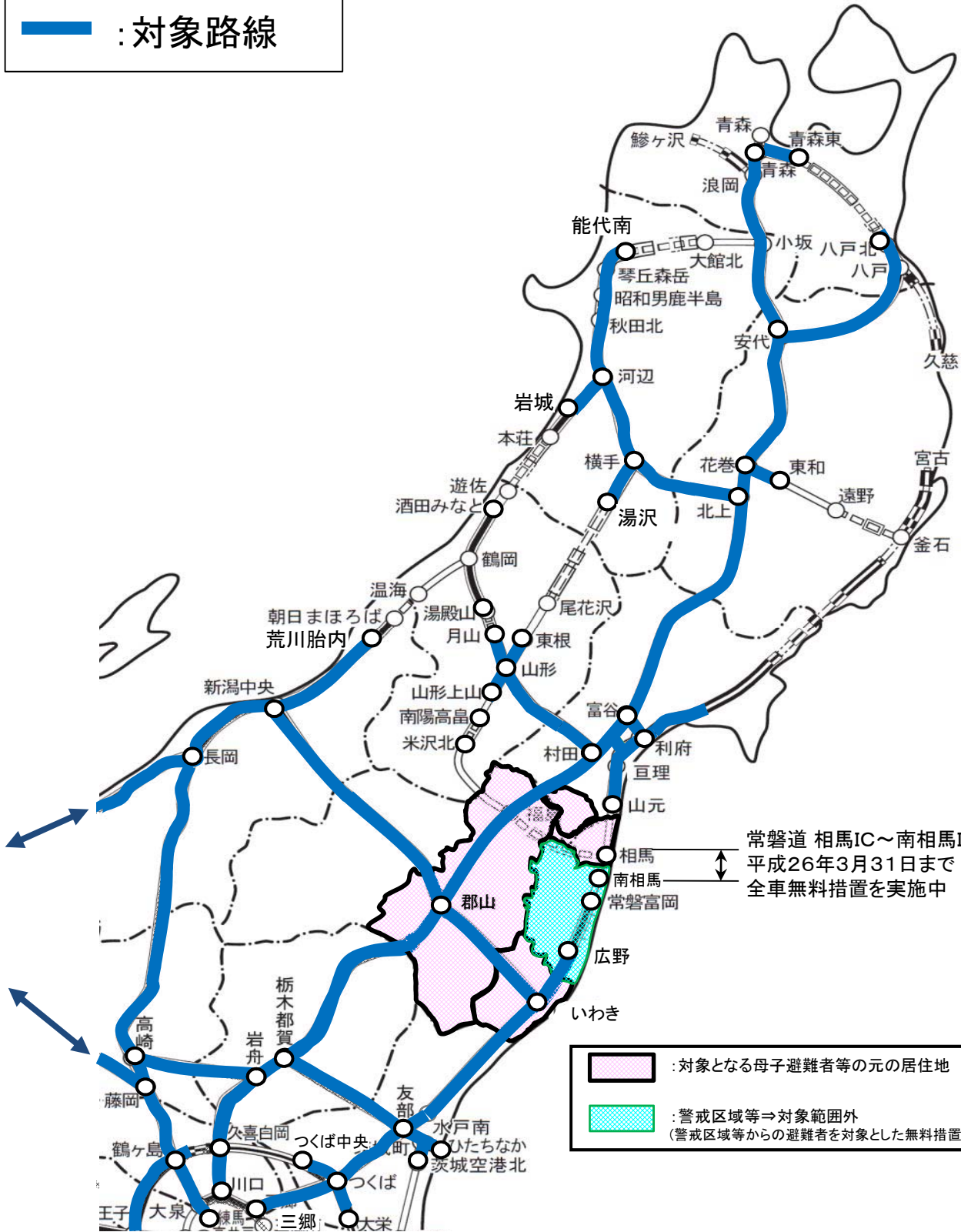
【対象となる市町村】  
 (福島県)  
 中通り：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町<sup>(※)</sup>、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市<sup>(※)</sup>、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村 <29市町村>  
 浜通り：相馬市、南相馬市<sup>(※)</sup>、新地町、いわき市 <4市町村>  
 (宮城県) 丸森町 <1市町村>

(※)警戒区域等以外の部分

# 対象路線(東日本エリア)

参考2

— :対象路線



- ・首都高速、東京外環道など、福島県・宮城県内のNEXCO路線と別料金的高速道路は対象外です。また、これらの路線を経由した後のNEXCO路線の走行(首都高速を経由して東名高速を走行した場合等)は対象外になります。
- ・対象地域から磐越道(新潟中央JCT)、北関東道・上信越道(高崎JCT・藤岡JCT)等を経由して西日本方面まで利用する場合も対象です。 ※別料金となる道路は除く。